

障がい者等配本サービス（アウトリーチサービス）実施要項

平成 28 年 11 月 22 日 館長決裁

1 趣 旨

この要項は、青森県立図書館利用規程第 24 条の規定に基づき、心身に障がいのあるなどの事由により、青森県立図書館（以下「図書館」という。）への来館が困難な者に対して、図書館資料（以下「資料」という。）の貸出サービスを行うために必要な事項を定めるものとする。

2 貸出サービス対象者

県内に在住する者で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

（１）身体障がいの程度が重い者

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、障がいの種類及びその程度が下記に該当する者

	両下肢、体幹、移動 機能の障がい	心臓、じん臓、呼吸 器、ぼうこう若しく は直腸、小腸の機能 障がい	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫若しくは肝臓の 機能障がい
身体障害者手帳の交付者	1 級及び 2 級	1 級・3 級	1 級～3 級
戦傷病者手帳の交付者	特別項症～第 2 項症	特別項症～第 3 項症	

（２）知的障がいの程度が重い者

療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が「A」の者

（３）精神障がいの程度が重い者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が「1 級」の者

（４）視覚障がい者

視覚障がいに関する身体障害者手帳「3 級」から「6 級」の交付を受けている者

（５）その他館長が必要と認める者

身体障害者手帳などの交付を受けていないが、障がいの程度が上記第 1 号から第 3 号と同程度の者や高齢の在宅要介護者などで、来館が困難と認められ、館長がサービスを行うことが必要であると認める者

3 貸出対象資料

貴重資料や参考資料など、青森県立図書館運営規則及び青森県立図書館利用規程により、原則として館外貸出しを行わないこととしているものを除き、他のすべての資料を貸出しの対象とする。

ただし、前項第 4 号に該当する視覚障がい者については、デイジー図書、点字図書及びオーディオブックのみを貸出しの対象とする。

4 貸出冊数及び期間

(1) 貸出冊数 10 冊以内

(2) 貸出期間（図書館が発送する日から図書館が受領する日までの期間） 28 日以内

5 利用者登録

サービスを希望する者は、利用者カード申込書（別紙様式、代筆可）に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の関係部分の写し又は来館が困難である旨の申立書（任意様式、代筆可）を添えて、提出するものとする。

図書館では利用者登録をしたのち、利用者カード（図書館利用規程第3条第1項所定の様式）を申込者に交付する。

6 貸出申込み

利用者は、電話、郵便などにより資料の貸出しを申し込むものとする。

7 資料の返却

利用者は、図書館所定の方法により、資料を返却するものとする。

8 資料の送付に係る経費

資料の送付に係る経費については、利用者負担としないものとする。

9 附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

この要項は、平成13年3月6日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年11月22日から施行する。

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。